

おわりに

ここでは、外務省から委託を受けた ODA 評価であるという性質に鑑み、提言にはあえて含めなかったが、我が国の今後の平和構築に向けた取り組みを考える上で重要であると思われる点について二点触れておきたい。

一点目は、我が国政府の平和構築支援体制についてである。本評価では、提言の一つとして平和構築支援政策立案・遂行のための体制構築を打ち出した。この提言は、開発援助を含む平和構築支援を効率的・効果的に実施するために、外務省内での総合的な政策立案・遂行体制の構築が望ましいという考えを打ち出したものである。このように、平和構築支援を ODA という枠に限定せずに考えた場合、さらに重要なのは、外務省を超えた他の機関を含む我が国政府内での連携強化である。本報告書の中で繰り返し述べたとおり、平和構築支援とは、開発援助による取り組みのみならず、政治的取り組み、軍事的取り組みも含めた総合的な取り組みとして実施されなければならない。その際、我が国においては、内閣府国際平和協力本部、防衛庁といった関係省庁との連携はかかせない。もちろん、これらの関係省庁はこれまでも緊密に協力し合って国際貢献に取り組んできた。しかし、平和構築支援政策の推進のために政府関係省庁間の連携を強化していくために、閣僚レベルでの協議・調整プロセスの強化等、更なる連携強化のための措置が検討されても良いであろう。

二点目は、提言の最後に触れた武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）に対する支援と ODA 大綱との関係についてである。DDR に対する我が国の支援を考える場合、必ずしも ODA の枠内のみで考える必要はない。すなわち、ODA 以外の選択肢を取る可能性も含めて議論する必要から、この点については提言の中に含めず、ここで見解を提示することとした。

ODA 大綱における「軍事的用途への使用回避」の原則と軍が実施する部分や武器再利用を前提とする部分等を含む武装解除が含まれる DDR への包括的な支援との関係については、例えば以下の 4 つの整理の仕方があると考えられる。

- ① 軍が実施する部分や武器再利用を前提とする部分等を含む武装解除に対する支援は、一定の条件が満たされれば「軍事的用途」への ODA の使用にあたらなると解釈する。すなわち、軍が実施する部分や武器再利用を前提とする部分等を含む武装解除が認められるように ODA 大綱の解釈変更を行う。
- ② 軍が実施する部分や武器再利用を前提とする部分等を含む武装解除に対する支援が、一定の条件の下で「軍事的用途」への ODA の使用にはあたらないと読めるように ODA 大綱本文の記述を手直しする。
- ③ 「軍事的用途への使用回避」原則を厳格に守り、軍が実施する部分や武器再利用を前提とする部分等を含む武装解除が行われる場合においては、DDR のうち動員解除・社会復帰だけを支援するという現在の方針を継続する。
- ④ ODA 支援と一体的な形で、ODA 大綱上はできないとされる軍が実施する部分や武器再利用を前提とする部分を含む武装解除を ODA 以外の予算を用いた政治支援として実施することとし、そのための制度を構築する。

我が国政府としては、効果的な DDR 支援のために、ODA 以外の資金を活用する可能性も含めて、今後の支援方針を検討すべきであろう。